

大阪府福祉部障がい福祉室長 様

# 要 望 書

令和元年 12月9日

障害者団体大阪協議会

# 要 望 項 目

## 1. バリアフリーについての提案

今後、外国の観光客及び日本の高齢者の増加にともなって車椅子利用の障害者の増加が予想されます。

特に飲食関連のお店を利用する際に、①障害者の受け入れ(車椅子の利用者) ②障害者用トイレの設置。が必須になってきます。

現在、大阪府の福祉のまちづくり条例では高齢者、障がい者、妊婦等すべての人が利用しやすいように配慮を求めています。一定の広さ以上の場合には義務付けすると共に、完備した店に表示やマークを表示するようにしてください。

飲食店を優先しその後、他の施設やオフィスビル等にも適用するようにしてください。  
(脊損協会)

## 2. 障害者用トイレについて

公共施設や駅、民間施設の障害者用トイレの名称が、多機能トイレと表示されるとともに“だれでも使えます”の表示が増えてきています。また、大阪府立中央図書館内の障害者トイレも“どなたでもご利用ください”との表示になっています。車いすの方は障害者トイレしか利用できません。使用したい時は使えない場合があります。この様な表示を変え、車イス利用者を含め誰が利用できるのか限定した明記をされる様にしてください  
(脊損協会)

## 3. 大阪府下の障害者関連の医療機関の情報について

事故や病気等で障害が発生した場合、どこの医療機関にかかって良いのか戸惑い分かりません。例えば、大阪府立病院の中に全国の医療機関について各種情報が質問できアドバイスが出来るような仕組みができませんでしょうか。  
(脊損協会)

#### 4. 情報へのアクセスや意思疎通に困難が生じている府民に対してアクセスとコミュニケーションを保障してください。

(根拠法、条文等：障害者差別解消法、障害者基本法)

**① 緊急時、災害時の中途失聴・難聴者対応策として、避難所や帰宅ルートに文字表示による連絡体制を整えてください。**

避難所や被災地では、中途失聴・難聴者には音声による情報提供だけでは十分な情報が届きません。筆談、文字表示、要約筆記者の配備など緊急時の対応策を整えてください。災害後の帰宅難民の中には少なくとも1割ほどの聞き取りにくい人がいると推定されます。

**② 中途失聴・難聴者がエレベーター故障時に双方向で外部とのアクセス、コミュニケーションが取れるよう、インターホンだけでなく、モニター付きインターホンやテレビ電話などを設置してください。**

中途失聴・難聴者は電話で通話できません。緊急時に双方向で外部と文字や手話などでアクセス、コミュニケーションが取れるよう、エレベーター内にモニター付きインターホンやテレビ電話を設置してください。また、メールの緊急アドレスも表示するように周知してください。

**③ 府下の公共機関や病院、店舗や事業所等の連絡用に、電話だけでなく、メールアドレスとFAX番号を必ず併記してください。**

問合せの際に電話のできない中途失聴・難聴者にとっては、メールやFAX番号が使えない現状は、社会参加を拒否されていることと同じであると考えます。早急な対応をお願いします。

**④ 大阪府関連部署、外郭団体等が一般府民を対象とする講演会や集いを開く際には、手話だけでなく、要約筆記も必ず付けてください。**

要約筆記を必要とする申込者がいることを確認した結果で、要約筆記を付けるという考え方は、聴き取りに困っている人が不特定多数の1割とも言われる現状を無視しています。

**⑤ 中途失聴・難聴者が必要とするコミュニケーション情報や手段を学ぶ機会を設けてください。**

要約筆記や音声認識、電話リレーサービスなどIT技術は進歩していますが、必要とする中途失聴・難聴者にその情報や手段、知識が行き届くよう講習会や広報などを実施してください。  
(難聴協)

## 5. 府下の中途失聴・難聴者が居住市町村に関わらず、同等な意思疎通

支援を受けられるよう実施状況の平準化を推進してください。

(根拠法、条文等：障害者差別解消法、障害者総合支援法)

府下の市町村の要約筆記の派遣事業の実施状況には格差があります。府下の中途失聴・難聴者が必要な時に、居住地で必要な意思疎通支援が受けられるように市町村に働きかけてください。(難聴協)

(脊損協会) 一般社団法人 大阪脊髄損傷者協会

(難聴協) 特定非営利活動法人 大阪府中途失聴・難聴者協会